

札幌市 飲食店禁煙化工事費等 補助金のご案内



全面禁煙化する飲食店※に、改装等の経費の一部を補助します。

※補助を受けられる飲食店には要件があります。また、既に禁煙化を実施している飲食店は補助の対象外です。

募集件数 **50**件

補助上限額 **1施設あたり 10**万円

補助対象経費 **客席部分の改装工事
客席部分のクリーニング及び
備品の交換やクリーニング等**

※補助対象経費(消費税分を除く)の90%を補助します。

交付申請受付期間

令和3年4月26日～令和4年1月31日

※募集件数に達した場合などは、受付期間中でも募集を終了する場合があります。

全面禁煙化すると、こんなメリットがあります！

■ 全席、20歳未満の方も
利用できるようになります

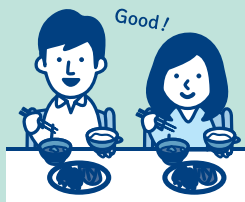


※健康増進法により、喫煙できる場所に20歳未満の人を立ち入らせることは禁じられています。

■ お客さんとお店で働く人の
健康が守られます



■ さらに、おいしく食べられる環境になります



■ 灰皿の交換や清掃が
不要になります



1 補助金を申請できるのはどんな人ですか？

➡ 以下の要件を満たす飲食店の管理権原者等(主に経営者のこと)です。

- ① 飲食店の営業許可日が2020年3月31日以前であり、有効であること。
- ② 客席部分の床面積が100㎡以下であること。
- ③ 個人が経営している又は資本金5,000万円以下の法人が経営していること。
- ④ 申請時点で、屋内での喫煙を可能としていること。(既に全面禁煙の店は該当しません)

※市税等の未納額のある方や、法的に行為能力が制限される方などは申請できません。

2 補助を受ける場合の約束ごとはありますか？

➡ 以下の条件を守っていただくことが必要です。

- ① 補助金交付の決定通知を受けた後、工事等が終了するまでの期間に店内を全面禁煙にし、補助金受領後も全面禁煙を継続すること。
- ② 全面禁煙化後は、施設出入口付近の見やすい場所に、禁煙標識を掲示すること。
- ③ 禁煙施設として、札幌市の禁煙施設普及推進事業に登録し、札幌市公式ホームページなどで公表することに同意すること。
- ④ 補助金受領後3年間、札幌市が実施するアンケートに協力すること。
- ⑤ 補助金により入手した物は、店舗以外のところで使用したり、売却・譲渡などをしないこと。

3 どれくらいの補助を受けられますか？

➡ ④の経費(消費税分は除く)の90%又は10万円のいずれか少ない額を補助します。

補助対象経費	補助率	1施設あたりの上限額
4の事業に係る 工事費、クリーニング費、備品費、その他の費用 (消費税分を除く)	9 / 10	10万円

例えば

《110,000円(うち消費税分10,000円)のテーブルを購入した場合》
消費税を除く100,000円が補助対象経費となり、100,000円の90%である
90,000円が補助額になります。

4

どのような事業が補助の対象となりますか？

➡ 飲食店を全面禁煙化するにあたって、以下の事業をする場合にかかる経費について補助します。
申請前に既に着手している事業は、補助の対象外となります。

事業の内容	
(1) 喫煙できる場所の壁等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内の喫煙可能な場所とそれ以外の場所を区画する間仕切り壁、パーティション、喫煙ボックス等の撤去等
(2) 客席の改装	<p>【屋内の客席部分で行う以下の改装等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁紙・ボード等の交換、壁の塗り替え等 ・ 天井材、床材の交換等 ・ 畳、ふすま、障子等の交換等 ・ ソファ、テーブル、いす等の家具の交換等 ・ カーテン・ブラインド、その他の備品の交換等
(3) 客席や備品のクリーニング	<p>【屋内の客席部分で行う以下のクリーニング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁、天井、床等のクリーニング ・ 畳等のクリーニング ・ ソファ、テーブル、いす、カーテン、ブラインド、エアコン等のクリーニング

※(1)～(3)の事業を組み合わせることも可能です。

(組み合わせた場合も補助上限額は1施設あたり10万円までです。)

※客席部分の改装等が対象になります。(厨房やトイレなどの改装は対象になりません。)

※鑑賞等に使用する備品(例:テレビなど)の交換は対象外です。

※客席で使用する物であっても、食器、調理器具、日用品等(ティッシュペーパー、ストロー、割りばし、紙ナプキン、おしぼりなど)は対象外です。

まずは、
お問合せ
ください！

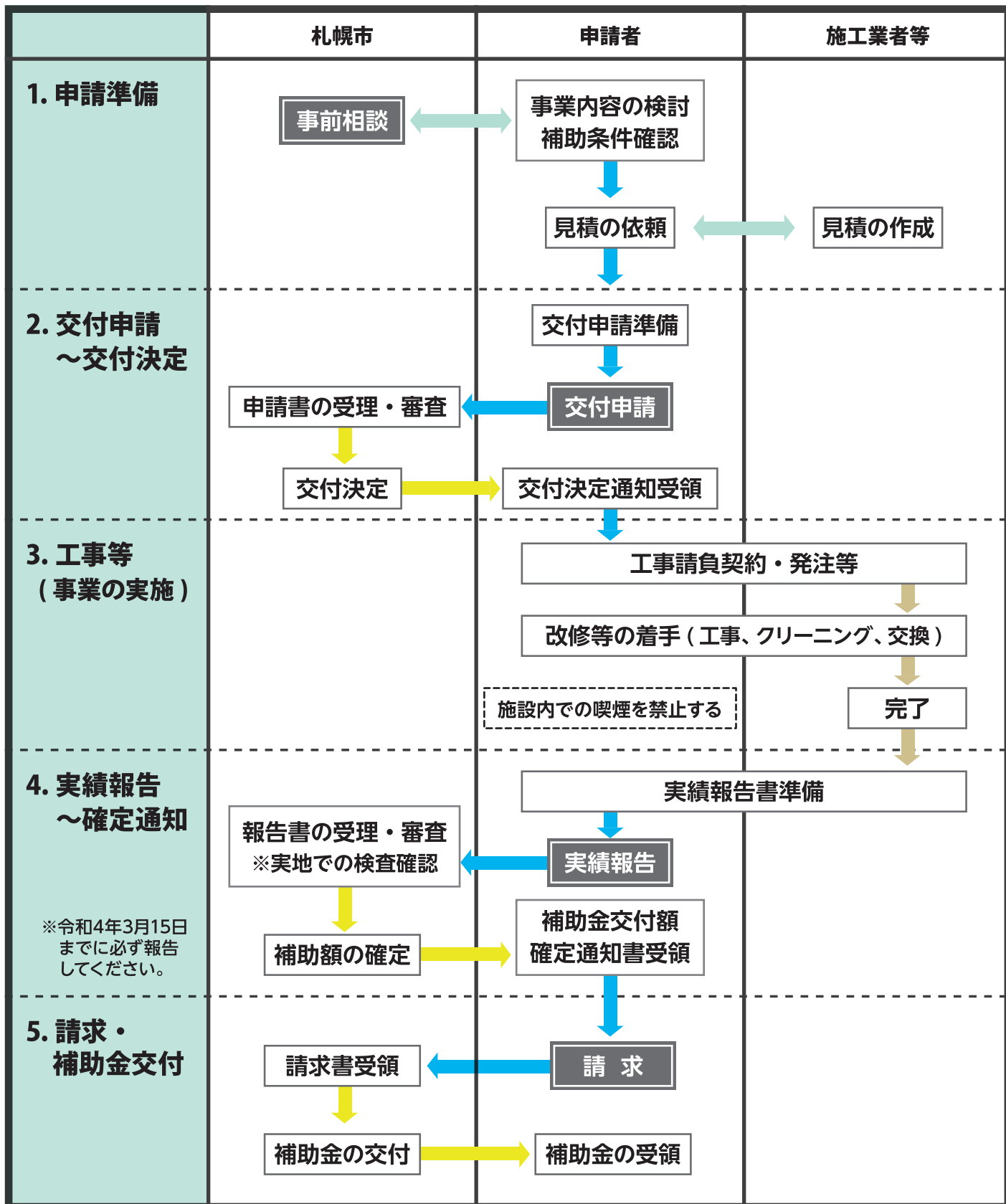
札幌市保健所 健康企画課たばこ対策担当係

TEL 011-622-5151

詳しくはこちら→



補助金申請の流れ



※令和4年3月15日
までに必ず報告
してください。

申請前に着手した事業は、補助金の交付対象外となります。
申請時に必要な書類もありますので、まずは下記担当までご相談ください。

札幌市保健所健康企画課たばこ対策担当係 札幌市中央区大通西19丁目 WEST 19 3階
【電話】 011-622-5151 【FAX】 011-622-7221 【E-mail】 tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp

